

情報通

2022. February 2月号

発行：東京税理士会
情報システム部・デジタル化委員会
題字：神津 信一（四谷）
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

確定申告書等作成コーナーについて ～マイナンバーカードを取得して、スマホでe-Taxを利用しよう！～

情報システム部委員 林 一樹

1. はじめに

昨年2月の情報通において、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（Web版）による税理士の代理送信について取り上げました。今回はスマートフォンによるe-Tax（マイナンバー方式）についてご紹介いたしますので、関与先の従業員等で、ふるさと納税や副業（雑所得）をされていて確定申告をする必要がある方に情報を提供していただきたいと思います。

2. スマホ申告で確定申告がより便利に！

令和2年1月31日からマイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンで作成した所得税の確定申告書をe-Taxで送信（提出）できるようになりました。令和3年分確定申告からは、さらに対象範囲が増えています。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和3年分確定申告(令和4年1月～)から対応予定)	
【対象所得】	【各種控除等】
<ul style="list-style-type: none"> > 給与所得 > 雑所得 > 一時所得 > 特定口座年間取引報告書 NEW (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等) > 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) NEW 	<ul style="list-style-type: none"> > すべての所得控除 > 政党等寄附金特別控除 > 災害減免額 > 外国税額控除 NEW > 予定納税額 > 本年分で差し引く繰越損失額

上記のうち、特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）、上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）及び外国税額控除がスマホ画面に適したレイアウト表示が可能となり、入力しやすくなります（令和3年分確定申告のみ）。

3. 給与所得の源泉徴収票をスマホで撮影→自動入力に！

スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影すると、スマートフォンによるキー入力は不要となり、確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力されます。



※スマホで申告書を作成する場合の機能です。

4. スマホがICカードリーダーの代わりに！

パソコンで確定申告書を作成される方も、パソコン上に表示された2次元バーコード（QRコード）をスマートフォンのアプリ（マイナポータルアプリ）で読み取ることにより、ICカードリーダーライタを使用せずに、スマートフォンからマイナンバーカード方式によるe-Tax送信が可能となります。

※スマホがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります。

【参考】マイナンバーカード対応NFCスマートフォン一覧

URL : <https://www.2.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>

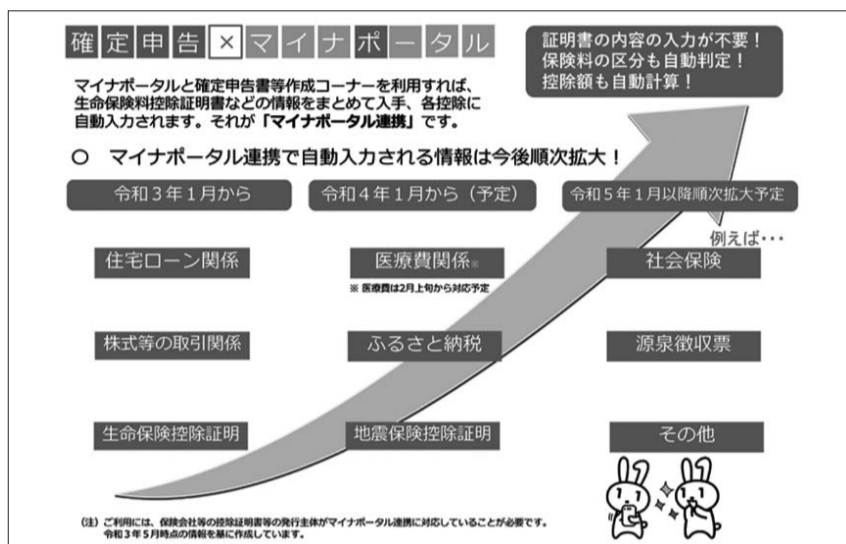
5. 「マイナポータル連携」で取得した証明書等データの入力

次の証明書等データについては、各収入及び控除画面で確認が不要となるほか、自動入力及び自動計算がされますので間違えることがありません。

- ・医療費控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・特定口座年間取引報告書
- ・寄附金控除（ふるさと納税）
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

6. 「マイナポータル連携」で自動入力される情報について

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用する、いわゆる「マイナポータル連携」は、今後順次拡大が予定されており、確定申告がより便利になると思われます。



7. マイナンバーカードについて

このように確定申告書等作成コーナーは、毎年利便性が向上しており、マイナンバーカードはその一翼を担っているわけですが、全国における交付枚数状況は約40%（令和3年12月末現在）に留まっています。そこで、マイナンバーカードを取得予定の方に総務省が掲げている6つのメリットについて紹介します。

- ① マイナンバーを証明することができます
マイナンバーの提示が必要な場面において利用できます。
- ② 各種行政手続のオンライン申請等ができます
マイナポータルのログインを始め、各種行政手続のオンライン申請等に利用できます。
- ③ 本人確認の身分証明書となります
マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場合に、マイナンバーカードのみで対応可能となり、金融機関における口座開設・パスポートの新規発給などに利用できます。
- ④ 民間におけるオンライン取引等に利用可能が見込まれます
インターネットバンキングを始め、様々な民間のオンライン取引が可能となる予定です。
- ⑤ 国及び市区町村のサービスが受けられます
国及び市区町村が提供する様々なサービスごとに必要であったカードが、マイナンバーカードと一体化となることで利便性が向上する予定です。
- ⑥ コンビニで各種証明書が取得できます
住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書がコンビニエンスストアで取得可能となっています。

8. 最後に

マイナンバーカードのセキュリティに関して心配されている方も多くいらっしゃると思いますが、ICチップには税や年金、預金残高などプライバシー性の高い個人情報記録されないほか、偽造防止のための様々なセキュリティ対策が施されているため、なりすまし等により悪用される心配がありません。

なお、スマートフォンによる確定申告の詳細については、国税庁から「令和3年分確定申告特集」として発信されていますので、右図のQRコードからアクセスしてください。



※ 文中の画像については国税庁ホームページより引用しています。